

	転出(清田区から市外へ)	転入(市外から清田区へ)	札幌市内・清田区内での異動	窓口	担当
児童手当	転出前に消滅の手続き 印鑑	新たに認定の手続き 印鑑、手当の振込先口座が分かるもの、平成16年1月1日現在居住の市町村で発行した所得証明	*住民異動届により自動的に住所が変更されます。	1階 9番窓口	保 健 福 祉 サ ー ビ ス 課
児童扶養手当 特別児童扶養手当	住所変更の手続き 印鑑、手当証書	住所変更の手続き 印鑑、手当証書	新住所地の区役所で住所変更の手続き 印鑑、手当証書	1階 8番窓口	
各種医療費の助成 (乳幼児・老人・ 重度障がい・ひとり親)	転出前に受給者証の返還 受給者証	新たに申請手続き 健康保険証、重度障がいの方は身体障害者手帳 (※平成16年1月1日現在居住の市町村で発行した所得証明が必要な場合があります)	新住所地の区役所で住所変更の手続き 受給者証	1階 5番窓口	
身体障害者手帳 療育手帳	福祉パス・福祉タクシーチケット・自動車燃料助成券の返還 ※1階6番窓口 パス、チケット、助成券	住所変更の手続き 手帳(療育手帳の場合は手帳のほか本人の顔写真)	新住所地の区役所で住所変更の手続き 手帳	1階 6番窓口	
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	転出の手続き 印鑑	住所変更の手続き 印鑑、身体障害者手帳、療育手帳	新住所地の区役所で住所変更の手続き 印鑑、身体障害者手帳、療育手帳	1階 6番窓口	
敬老手帳 (65歳以上の方)	敬老手帳の返還 敬老手帳	新たに申請手続き 健康保険証など生年月日を確認できるもの	*ご自分で新住所を記入してください。	1階 6番窓口	
敬老優待乗車証 (敬老パス) (70歳以上の方)	*転出後は使用できません。	*住民異動届(転入届)をした方へ8月または2月に案内通知を送付します。	*そのままご利用ください。	1階 6番窓口	
固定資産税	土地、建物などの所在地の市町村へ住所変更の連絡をしてください(電話かほかでも結構です)。				
軽自動車税	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	廃車の手続き 印鑑、運転免許証、ナンバープレート、標識交付証明書	新たに登録手続き 印鑑、運転免許証、廃車証明書または販売証明書	新住所地の区役所で、標識交付証明書の住所変更の手続き 印鑑、運転免許証、標識交付証明書	課 税 課
	軽自動車・軽二輪車(125cc超250cc以下)	転出先の軽自動車協会で行う手続き	札幌地区軽自動車協会(北区新川5条20丁目1-20 ☎768-3955)で行う手続き		
	小型二輪車(250cc超)	転出先の運輸支局で行う手続き	札幌運輸支局(東区北28条東1丁目 ☎731-7169)で行う手続き ※時間外のお問い合わせは ☎721-5489(テレホンサービス)へ		

◆水道に関する届け出は、水道局電話受付センター(☎211-7770 FAX211-7777)にご連絡ください。  
電話での受け付けは月～金曜の午前8時45分から午後7時15分まで、ファクス、ホームページは24時間受け付けています。  
(水道局ホームページ) <http://www.city.sapporo.jp/suido/>

## ご存知ですか? 住民票・印鑑証明・戸籍証明は以下のところでも取れます

※住所変更、印鑑登録などの届け出は扱っていません。

### 大通証明サービスコーナー

土・日曜もご利用できます

#### 【場所】

中央区大通西4丁目(地下鉄南北線大通駅構内)

☎211-3535

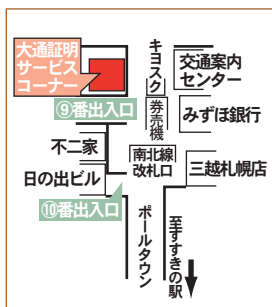
#### 【開所日時】

月～金曜→午前8時～午後7時

土・日曜→午前9時～午後5時

#### 【閉所日】

祝日・振替休日(日曜と祝日が重なった場合は開所)、5月3日～5日及び12月29日～翌年1月3日



### 区内の各まちづくりセンター

まちづくりセンター	所在地	電話番号
北野	北野4条2丁目8-28	☎883-0373
清田中央	清田6条2丁目10-1	☎884-7187
平岡	平岡7条3丁目9-25	☎883-7100
清田	清田1条2丁目5-35	☎883-7600
里塚美しが丘	里塚2条6丁目1-3	☎884-1210

#### 【受付日時】

月～金曜(祝日を除く)午前8時45分～午後4時45分

交付は請求日の翌開所日です。  
住民票と印鑑証明の請求は電話でもできます(印鑑証明については、印鑑登録証番号が必要です)。  
戸籍証明の請求はご来所ください。

住民票や戸籍証明は郵送などでも請求できます。詳しくは、戸籍住民課(☎889-2400)へお問い合わせください。